

2 職員の給与の状況

県職員の給与は、「職員の給与に関する条例」などの関係諸規定に基づいて、基本給としての給料と、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当が支給されています。

この給与は、県内民間給与の実態や物価、生計費などの調査結果に基づいて行われる県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」や国及び他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら、県民の代表機関である県議会において慎重に審議され、決定されます。

県職員の給与及び定員管理などの実態は、次のとおりです。

(1) 総括

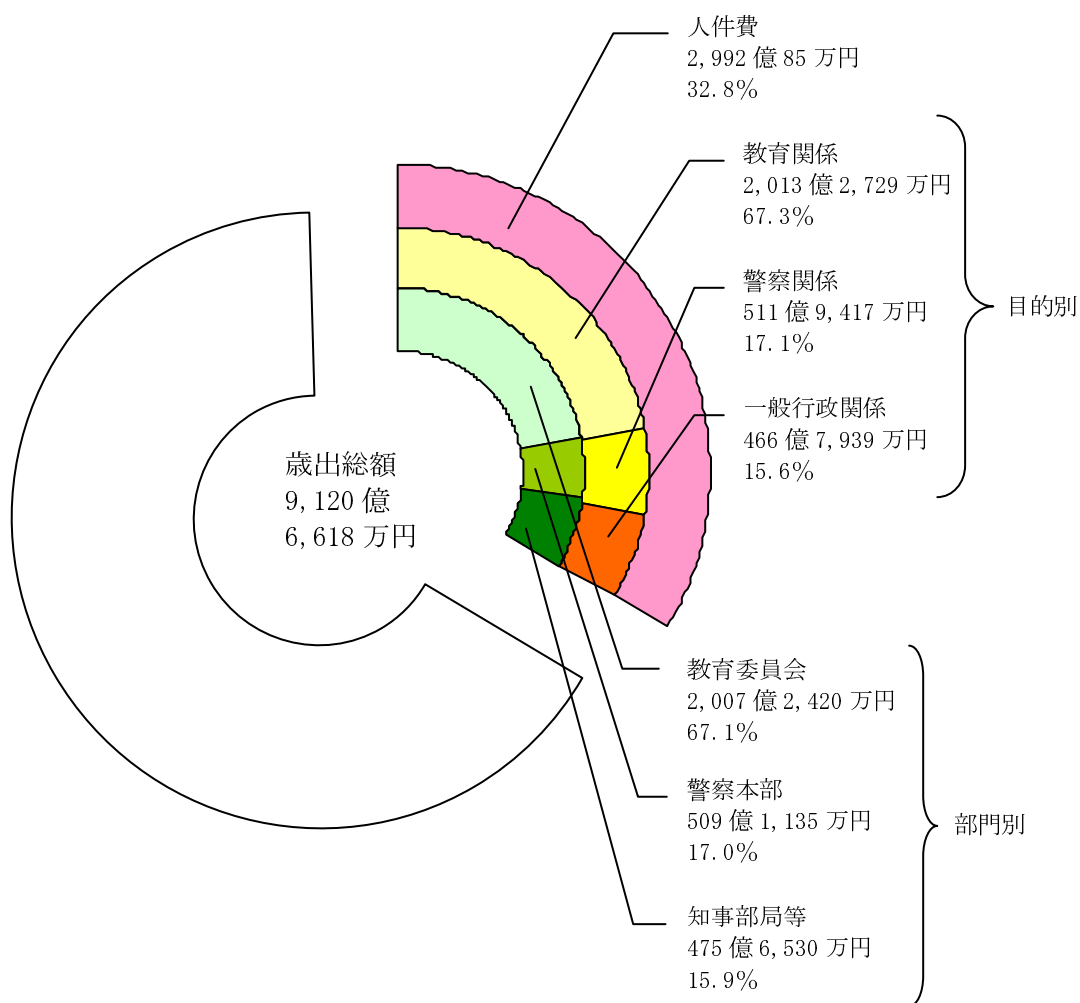
① 人件費の状況（普通会計決算）

平成 23 年度の決算（普通会計）における人件費の額は、約 2,992 億円で歳出総額に占める割合は 32.8 パーセントとなっています。人件費には、職員に支払われた給与、退職した職員に対する退職手当、県議会議員・知事などの特別職に支払われた報酬などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

なお、この人件費を目的別に見ると、教育関係 67.3 パーセント、警察関係 17.1 パーセント、一般行政関係 15.6 パーセントとなっています。教育関係の割合が高いのは、県立学校のほかに、市町立小・中学校職員の給与も県が負担しているからです。

区 分	住民基本 台帳人口 (24.3.31)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成22年度 の人件費率
平成23年度	人 2,846,680	千円 912,066,177	千円 2,860,283	千円 299,200,849	% 32.8	% 32.2

歳出総額に占める人件費の割合 (平成 23 年度普通会計決算)



② 職員給与費の状況 (普通会計決算)

平成 23 年度決算 (普通会計) における給料, 職員手当 (扶養手当, 住居手当, 通勤手当など) 及び期末・勤勉手当の給与の総額は約 2,115 億円で, 職員 1 人当たりの額は約 714 万円となっています。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23年度	人 29,612	千円 134,104,489	千円 27,230,562	千円 50,162,676	千円 211,497,727	千円 7,142	千円 7,107

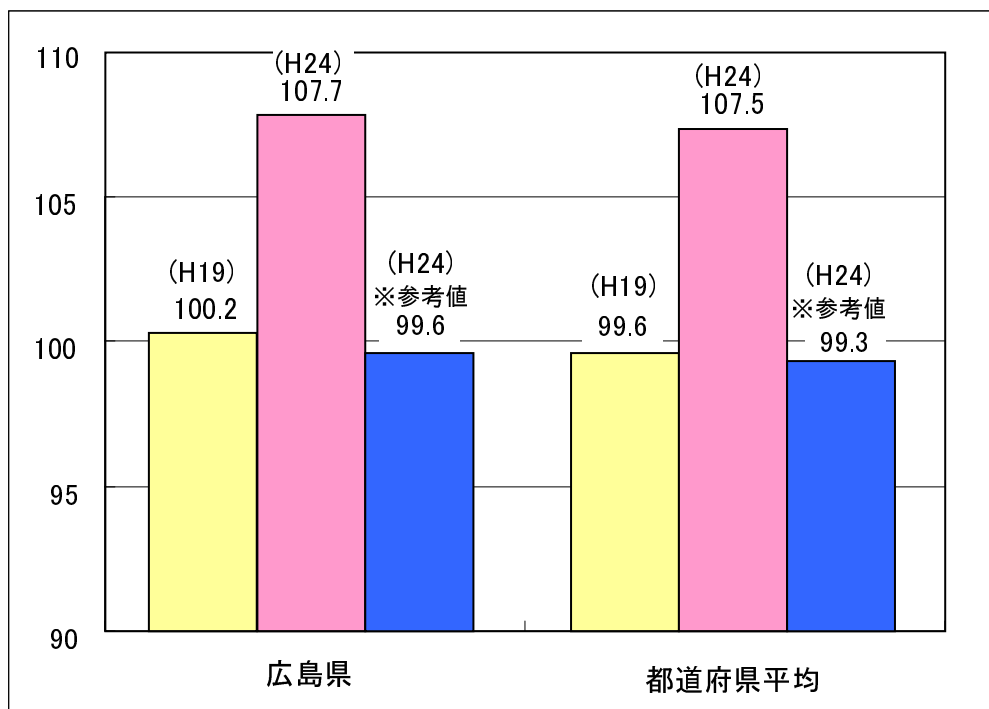
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は平成 23 年 4 月 1 日現在の人数である。

③ 特記事項（平成 24 年 4 月 1 日現在）

現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次のような措置を行っています。

対 象 者	内 容	期 間
議員	報酬の減額 〔議長は 7.5%, 副議長及び議員は 5%を減じた額〕	平成 23 年 8 月 1 日 ～平成 27 年 4 月 1 日以降 最初に招集される定例会の 閉会の日の属する月の末日
知事, 副知事, 教育長, 人事委員会の常勤の委員, 常勤の監査委員	給料の減額 〔知事は 10%, 副知事は 7.5%, 教育長, 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査 委員は 5%を減じた額〕	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日

④ ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2 年間）「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（以下、「給与改定・臨時特例法」という。）」による措置が無いとした場合の値である。

⑤ 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				(参考) 国の改定率
	民間給与 A	職員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)	
平成24年度	円 391,685	円 391,701	円 △16 (△0.00%)	% —	% —

イ 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	職員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成24年度	月 3.95	月 3.95	月 0.00	月 —	月 3.95	月 3.95

(2) 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	133,688	183,180	219,757	258,207	285,122	316,079	361,036	407,176	458,049
最高号給の 給料月額	240,263	303,460	349,698	382,824	394,951	416,641	449,767	471,457	530,118

(3) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成24年4月1日現在)
職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額を比較すると、次のとおりです。

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	44.3歳	346,354円	430,706円	385,599円
国	42.8歳	(減額前) 329,917円 (減額後) 304,944円	—	(減額前) 401,789円 (減額後) 372,906円
都道府県平均	43.5歳	336,945円	420,960円	377,603円

イ 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
広島県	57.3歳	2人	402,138円	436,312円	423,612円	—	—	—	—
うち用務員等	57.3歳	2人	402,138円	436,312円	423,612円	用務員	53.5歳	206,600円	2.11
国	49.7歳	3,479人	(減額前) 285,030円 (減額後) 270,465円	—	(減額前) 323,181円 (減額後) 307,506円	—	—	—	—
都道府県平均	50.2歳	461人	333,067円	389,758円	366,292円				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
広島県	-	-	-
うち用務員等	6,578,217円	2,861,400円	2.30

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成21～23年の3か年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	46.3歳	393,642円	459,536円	429,871円
都道府県平均	44.8歳	384,152円	444,582円	—

エ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	44.9歳	374,312円	427,929円	409,700円
都道府県平均	43.8歳	370,304円	423,923円	—

オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
広島県	39.1歳	321,164円	428,898円	355,219円
国	41.2歳	(減額前) 316,195円 (減額後) 297,622円	—	(減額前) 367,421円 (減額後) 346,716円
都道府県平均	39.3歳	322,203円	462,861円	367,205円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。なお、職種区分については、地方公務員給与実態調査要領によるものであり、一般行政職とは行政職給料表が適用される職員のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員(各県税事務所職員)などを除いたものである。(以下、他の公表項目についても同じ。)

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

3 「減額前」は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額であり、「減額後」は同措置による減額後の額である。

② 職員の初任給の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

県職員採用試験に合格し、採用された職員の初任給を国の初任給と比較すると次のとおりです。

区 分		広 島 県	国（減額前）	国（減額後）
一般行政職	大学卒	176,278円	（一般職）172,200円	（一般職）163,987円
	高校卒	142,462円	140,100円	133,418円
技能労務職	高校卒	139,899円	—	—
高等学校 教育職	大学卒	196,884円	—	—
	高校卒	152,715円	—	—
小・中学校 教育職	大学卒	196,884円	—	—
	高校卒	152,715円	—	—
警 察 職	大学卒	194,419円	（一般職）200,000円	（一般職）190,460円
	高校卒	162,377円	161,500円	153,797円

※ 「減額前」は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額であり、「減額後」は同措置による減額後の額である。

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（平成 24 年 4 月 1 日現在）

職員として採用され、引き続き勤務している職員の 10 年、15 年、20 年経過後の平均給料月額は、次のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	268,596円	306,535円	360,458円
	高校卒	216,363円	265,385円	311,444円
技能労務職	高校卒	—	—	—
高等学校 教育職	大学卒	305,545円	351,811円	389,327円
小・中学校 教育職	大学卒	304,725円	352,333円	385,715円
警 察 職	大学卒	280,157円	339,383円	381,688円
	高校卒	248,213円	288,696円	343,493円

※ 技能労務職の経験年数 10 年、15 年及び 20 年の欄は、該当する職員がおらず、かつ近似の階層の職員数も少数であるため掲載していない。

(4) 一般行政職の級別職員数等の状況

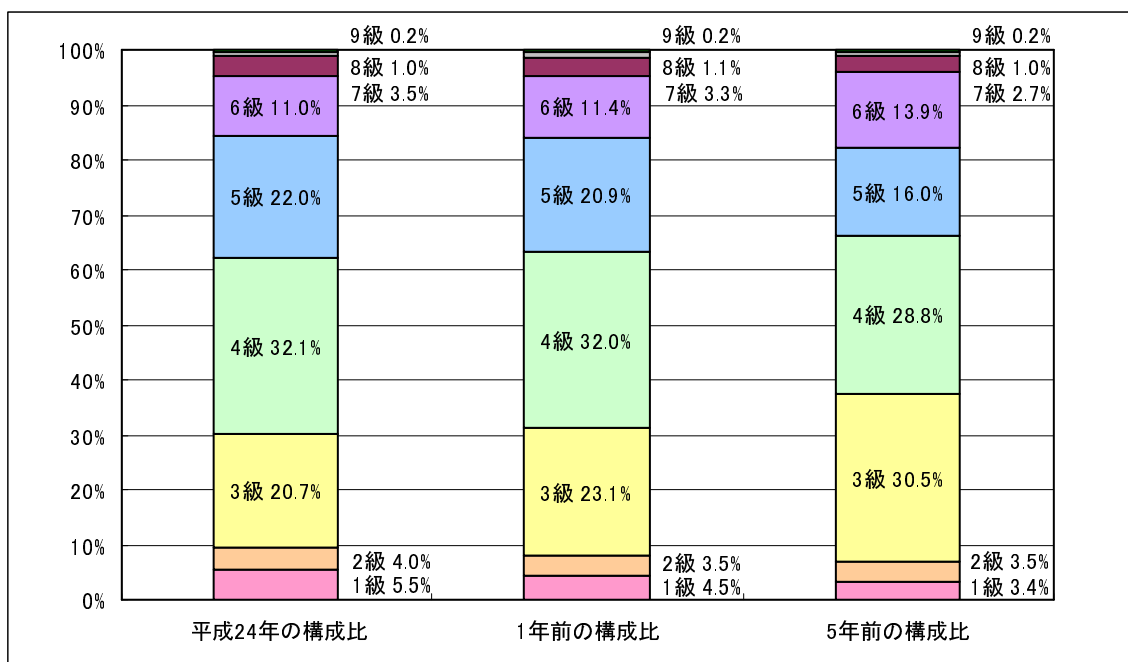
① 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

職員は、その職種に応じて適用される給料表が異なり、それぞれの給料表において、その職務と責任に応じて格付される級が決定されます。一般行政職員の多くに適用される行政職給料表の場合、それぞれの標準的な職務内容、職員数及びその構成比は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9級	局長	12人	0.2%
8級	部長	59人	1.0%
7級	課長	199人	3.5%
6級	担当監, 参事	629人	11.0%
5級	主幹	1,259人	22.0%
4級	主査	1,835人	32.1%
3級	主任	1,182人	20.7%
2級	主事	228人	4.0%
1級	主事	318人	5.5%

(注) 1 広島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



② 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年3月31日を基準日に勤務成績評定を実施している。

(詳細は「6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況」を参照)

2 昇給への勤務成績の反映状況

行政職給料表7級以上の適用を受ける職員については、定期昇給はなく、勤務成績評定の結果に基づき、職務の級毎に定めた3段階（「極めて良好(A)」、「特に良好(B)」、「良好(C)」）の号給に決定している。

平成24年4月1日付けの知事部局の分布状況は、「極めて良好(A)」が5.0%、「特に良好(B)」が13.0%、その他は「良好(C)」となっている。

その他の管理職については、勤務評定の結果に基づき5段階（「極めて良好(A)」、「特に良好(B)」、「良好(C)」、「やや良好でない(D)」、「良好でない(E)」）の区分で昇給を決定している。

平成24年4月1日付けの昇給においては、知事部局の管理職のうち、上位区分（A(8号昇給)及びB(6号昇給)）が16.9%、その他は標準区分（C(3号昇給)）であった。

なお、管理職以外の職員については、「良好(4号昇給)」以下で決定している。

(5) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

職員には、年間に給料などの3.95月分に相当する期末・勤勉手当(民間事業所で支払われる賞与などの特別給に相当するもの)が支給されています。

広島県		国	
1人当たり平均支給額(平成23年度) 1,555千円		—	
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)		(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

1 勤務実績の評定の実施状況 対象期間(6ヶ月)の目標を設定し、その達成度について評価する目標申告・成果評価を実施している。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 管理職については、勤務実績調査の結果に基づき5段階(「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「達成度が劣る」、「良好でない」)の区分で成績率を決定している。 平成24年6月の勤勉手当においては、知事部局の行政職給料表が適用されている管理職のうち、「特に優秀」に決定した者は4.7%、「優秀」に決定した者21.9%で、その他は「良好」に決定している。 なお、管理職以外の職員については、「良好」以下で決定している。

② 退職手当(平成24年4月1日現在)

職員が退職した場合は、給料に退職事由及び勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額の退職手当が支給されます。

広島県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2%~20%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2%~20%加算		
1人当たり平均支給額 (自己都合) (勸奨・定年) 2,245千円 26,544千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、次のとおり支給されています。

支給実績（平成23年度決算）		5,916,325千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		182,631円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度（支給率）
広島市	12,131 人	6 %	10 %
府中町	261 人	6 %	3 %
海田町	406 人	3 %	3 %
廿日市市	1,149 人	3 %	3 %
坂町	351 人	3 %	3 %
呉市	2,146 人	3 %	0 %
三原市	1,019 人	3 %	0 %
尾道市	1,378 人	3 %	0 %
福山市	4,245 人	3 %	0 %
東広島市	2,128 人	3 %	0 %
竹原市	321 人	3 %	0 %
府中市	374 人	3 %	0 %
三次市	919 人	3 %	0 %
庄原市	729 人	3 %	0 %
大竹市	262 人	3 %	0 %
安芸高田市	357 人	3 %	0 %
江田島市	218 人	3 %	0 %
熊野町	176 人	3 %	0 %
安芸太田町	217 人	3 %	0 %
北広島町	226 人	3 %	0 %
大崎上島町	62 人	3 %	0 %
世羅町	192 人	3 %	0 %
神石高原町	127 人	3 %	0 %
東京都（特別区）	34 人	18 %	18 %
大阪府（大阪市）	5 人	15 %	15 %
宮城県（仙台市）	3 人	6 %	6 %
静岡県（静岡市）	1 人	6 %	6 %
岡山県（岡山市）	2 人	3 %	3 %
（医師）	39 人	15 %	15 %
上記以外の市町		0 %	0 %
平均支給率		4.30 %	4.38 %

(注) 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成23年度における地域手当の額。

④ 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当が支給されています。

支給実績（平成23年度決算）		1,522,417千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		78,816円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		61.0%	
手当の種類（手当数）		39種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	県税賦課徴収事務従事職員	県税の賦課徴収に関する事務に従事したとき	常時従事者 15,300円/月 それ以外の従事者 550円/日
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	290円/日
教育職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	昼間制課程勤務本務者等が夜間制課程の勤務等に従事したとき	最高 1,110円/時間
種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	種雄牛馬豚の交配等に係る作業又は削蹄作業に従事したとき	230円/日
社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当	厚生環境事務所等に勤務する職員	福祉又は精神保健に関する業務に従事したとき	10,700円/月
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	留置施設看守作業、捜査作業等に従事したとき	最高 4,600円/日
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事課に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	230円/日 等
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健指定医である職員及び一般職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、診察、調査、指導等を行ったとき	290円/日
職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当	職業能力開発校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練に従事したとき	給料月額の6%
爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	火薬類の製造施設等の立入検査等に従事する職員	爆発物取扱作業に従事したとき	250円/日 5,200円/件 (爆発物の確認、運搬等)
高所作業従事職員の特殊勤務手当	高所作業従事職員	工事現場における高所で建設、改修工事の監督、検査に従事したとき	最高 320円/日
深所作業従事職員の特殊勤務手当	深所作業従事職員	河川等での工事において深所で工事の監督、検査に従事したとき	最高 220円/日
坑内作業従事職員の特殊勤務手当	坑内作業従事職員	トンネル掘り工事において、トンネル坑内で工事の監督、検査に従事したとき	最高 560円/日
特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当	特殊自動車を運転する業務に従事した職員	ブルドーザ等を道路の建設又は道路交通の維持等のために運転したとき	最高 260円/日
農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当	農業技術大学校に勤務する職員	農業に関する実習指導業務に従事したとき	給料月額の6%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当	夜間定時制高等学校等勤務事務職員等	夜間定時制高等学校等を本務とする業務に従事したとき	4,300円/月
有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	試験研究機関等に勤務する職員	特定の毒物を使用して行う作業に従事したとき	最高 290円/日
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	保健所等に勤務する職員	微生物学的検査, 血清学的検査等に従事したとき	230円/日
家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜の保健衛生上必要な試験・検査の業務等に従事したとき	18,000円/月
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当	警察本部, 警察署等に勤務する職員	交替制勤務等に従事する職員が警ら等に従事したとき	最高 1,100円/日
消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	教育訓練基準に定める教育訓練に従事したとき	720円/日
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当	土木局等に勤務する職員	用地取得等のための折衝業務に従事したとき	650円/日
教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	児童・生徒の緊急の補導業務等に従事したとき	最高 6,400円/日 (特例 12,800円/日)
航空業務従事職員の特殊勤務手当	航空機操縦等従事職員	航空機の操縦, 整備等の業務に従事したとき	最高 5,100円/時間
公害防止業務従事職員の特殊勤務手当	環境県民局等に勤務する職員	大気汚染防止法による事故現場における測定業務等に従事したとき	240円/日
漁業取締業務従事職員の特殊勤務手当	漁業取締業務従事職員	海上で違法の疑いのある船舶に対する漁具の検査等の業務に従事したとき	500円/日
道路上作業従事職員の特殊勤務手当	建設事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業等に従事したとき	最高 300円/日
異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当	圧搾空気内工事監督等従事職員	圧搾空気内で行う工事の監督, 検査に従事したとき	最高 1,000円/時間
広島学園勤務職員の特殊勤務手当	広島学園副園長, 総務課職員	広島学園における業務に従事したとき	4,300円/月
特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当	特別支援学校に勤務する事務職員等	特別支援学校における業務に従事したとき	4,300円/月
看護師等養成業務従事職員の特殊勤務手当	看護専門学校に勤務する職員	看護師等の養成指導に従事したとき	給料月額の8%
温室内作業従事職員の特殊勤務手当	農業技術センター等に勤務する職員	ビニールハウス又はガラスハウス内で6～9月に作業に従事したとき	230円/日
畜産作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	家畜の糞尿等を取り扱う作業に従事したとき	160円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教育業務連絡指導担当職員の特殊勤務手当	公立学校で連絡調整、指導助言業務等を担当する主任等	教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の職務を担当し、その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものが当該業務に従事したとき	200円/日
動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	動物愛護センターにおける業務に従事したとき	給料月額の3%又は10%
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	災害応急作業等従事職員	災害発生のおそれがある堤防等での巡回監視等の業務に従事したとき	最高 1,680円/日 (特例 40,000円/日)
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬取締業務に従事したとき	550円/日
多学年学級担当手当	多学年学級を担当する職員	多学年学級を担当する職員が当該学級における授業、指導に従事したとき	最高 350円/日
夜間学級担当手当	夜間学級を置く中学校のうち本務として当該中学校の校長等の職にある者、夜間学級における教育に従事する教諭等	市町立の中学校で、夜間学級の業務に従事したとき	給料月額の4%又は6%

(注) 特殊勤務手当については、平成 11 年に大幅な見直しを行い、平成 12 年 4 月 1 日付けで自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当など 7 手当を廃止、麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当など 2 手当を新設し、税務職員の特殊勤務手当など 16 手当の手当額を改定した。また、平成 14 年 4 月 1 日付けで洗濯作業従事職員の特殊勤務手当、平成 19 年 4 月 1 日付けでダム管理事務所職員の特殊勤務手当など 2 手当を廃止するなど改定した。

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間以外に勤務した職員には、時間外勤務手当が支給されています。

支給実績（平成23年度決算）	5,805,468千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	183千円
支給実績（平成22年度決算）	5,971,962千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	187千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

⑥ その他の手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給要件に応じ、下記のとおり各種手当が支給されています。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 11,000 円 ・満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子 5,000 円加算	同じ	—	3,549,133千円	236,089円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額－12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃の月額－23,000 円) ×1/2 (最高限度額 27,000 円)	同じ	—	1,942,266千円	115,419円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円)	同じ	—		
	○自宅居住者 3,300 円	—	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円+78,000 円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～13,000 円	異なる	国の制度 交通機関 55,000 円 (55,000 円以下の場合 は運賃相当額) 特別急行列車又は 高速自動車国道など を利用した場合 特別料金×1/2 加算 (最高 20,000 円) 交通用具 通勤距離に応じ 2,000 円 ～24,500 円	3,994,729千円	136,965円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円～45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	134,545千円	265,375円
初任給調整手当	○医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。 ・医療職給料表(一)の適用を受ける職 最高支給月額：365,500 円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：50,000 円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：10,000 円 ※採用後 35 年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。	異なる	国の制度 獣医学に関する専門知識を必要とする職を対象職としていない	117,716千円	2,559,043円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の局長 130,000 円 本庁の部長 95,000 円 本庁の課長 70,000 円	異なる	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給 (例) 本省の課長 130,300 円 本省の室長 94,000 円 府県単位機関の部長 77,400 円	1,581,726千円	647,187円
特勤手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。 ・給料月額と扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 3級地 6% 2級地 4% 1級地 2% 特勤手当に準ずる手当 2%	異なる	国の制度 3級地 12% 2級地 8% 1級地 4% 特勤手当に準ずる手当 6~2%	6,226千円	102,066円
へき地手当	○交通条件、自然条件等に恵まれない地域の小中学校等（へき地学校等）に勤務する職員に支給。 ・給料及び扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 5級地 12% 4級地 10% 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% へき地手当に準ずる手当 2%	—	—	53,572千円	70,212円
定時制通信教育手当	○定時制教育、通信教育の業務に従事する教員等に支給。 ・給料月額の6% (管理職手当受給職員は4%)	—	—	69,927千円	253,359円
産業教育手当	○農業・工業高校の実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する教員等に支給。 ・給料月額の6% (定時制通信教育手当受給職員は4%)	—	—	92,577千円	257,875円
義務教育等教員特別手当	○小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員に支給。 ・職務の級及び号給に応じて、月額2,000円~8,000円	—	—	1,295,346千円	65,471円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 ・勤務1回につき4,200円 ・その他特殊な業務：7,200円 ・恒常的な宿日直：月額21,000円	異なる	国の制度 ・勤務1回につき4,200円 ・その他特殊な業務5,100円~7,200円 ・恒常的な宿日直月額21,000円	659,747千円	185,792円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 4,000円~18,000円/回	異なる	国の制度 職員区分、勤務時間に応じ 6,000円~18,000円	20,912千円	88,987円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額 ×25%×時間数	同じ	—	465,577千円	112,922円
休日勤務手当	○休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 ・勤務1時間当たりの給与額 ×135%×時間数	同じ	—	1,231,903千円	222,445円
寒冷地手当	○寒冷積雪の度合いの厳しい地域に在勤し、かつ居住する職員に支給。 ・世帯主である職員 17,800円 扶養親族のある職員 10,200円 その他の世帯主である職員 7,360円 ・その他職員	異なる	国の制度 指定地域に係る居住要件なし	2,353千円	60,333円

(6) 特別職の報酬等の状況(平成24年4月1日現在)

知事、副知事、県議会議員には給料、報酬、期末手当、退職手当及び地域手当が次のとおり支給されています。

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,250,100円 (1,389,000円)		
	副 知 事	1,009,175円 (1,091,000円)		
報 酬	議 長	1,029,525円 (1,113,000円)		
	副 議 長	915,800円 (964,000円)		
	議 員	855,950円 (901,000円)		
期 末 手 当	知 事	(平成23年度支給割合)		
	副 知 事	2.95月分		
期 末 手 当	議 長	(平成23年度支給割合)		
	副 議 長	2.95月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料月額1,389千円×在職月数×0.65	43,336,800円	任期毎
地 域 手 当	知 事	給料月額1,091千円×在職月数×0.47	24,612,960円	任期毎
	副 知 事	一般職の職員の例により支給される額の百分の五十に相当する額を減じた額		

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(7) 公営企業職員の状況

① 広島県工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

平成23年度の決算における職員給与費の額は、約4億3,100万円で、総費用に占める割合は17.4パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成23年度	2,471,530	288,905	431,245	17.4	14.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成23年度	39	155,922	36,203	59,567	251,692	6,454	6,659

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は平成24年3月31日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	44.3歳	363,208円	420,678円 (552,835円)
都道府県平均	45.5歳	362,100円	(550,637円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。
2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広 島 県		都道府県平均	
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,527千円		1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,500千円	
(平成23年度支給割合)			
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5~20%			
・管理職加算 15%			

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

広島県			都道府県平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額（平成 23 年度）
勤続20年	23.50月分	30.55月分	11,371千円
勤続25年	33.50月分	41.34月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特別措置 2%～20%加算			
(退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)			
1人当たり平均支給額		26,380千円	
(自己都合)		229千円	
(勸奨・定年)		27,756千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 21～23 年度に退職した広島県工業用水道事業、広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成23年度決算）		8,615千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		220,907円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
広島市	6 %	30 人	6 %
三原市	3 %	9 人	3 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成 23 年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成23年度決算）		16千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		3,288円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		12.8%	
手当の種類（手当数）		12種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で作業に従事したもの	最高 320 円/日
深所作業手当	水道事務所に勤務する職員	水面下 4 メートル以上の深所又は地下 4 メートル以上のマンホール内において作業に従事したもの	最高 220 円/日
坑内作業手当	水道事務所に勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従事したもの	最高 560 円/日
塩素処理作業手当	水道事務所に勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したもの	290 円/日
高圧電気作業手当	水道事務所に勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における 11 万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したもの	230 円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
除塵作業手当	水道事務所に勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水口スクリーンの除塵作業に従事したもの	230 円/日
鋼管内塗装検査手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	水道布設工事現場で、塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある鋼管内において監督又は検査に従事したもの	290 円/日
充排水作業手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したもの	最高 300 円/日
有害有毒物取扱作業手当	水質管理センターに勤務する職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う検査業務に従事したもの	290 円/日
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	650 円/日
異常気圧内作業手当	水道事務所に勤務する職員	異常気圧内で監督又は検査に従事したもの	最高 1,000 円/時間
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	10,843千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	293千円
支給実績（平成22年度決算）	12,125千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	328千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 ・満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子 5,000 円加算	同じ	—	5,444千円	272,215円
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額-12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃の月額-23,000 円) ×1/2 (最高限度額 27,000 円)	同じ	—	1,796千円	94,500円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円)	同じ	—		
	○自宅居住者 3,300 円	同じ	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円+78,000 円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円~55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円~13,000 円	同じ	—	7,748千円	221,367円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円~45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	0千円	0円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 95,000 円 本庁の課長 70,000 円 本庁の担当監 50,000 円 地方機関の所長 50,000 円～70,000 円	同じ	—	1,740千円	870,000円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000 円～15,000 円/回	同じ	—	0千円	0円

② 広島県土地造成事業

ア 職員給与費の状況（決算）

平成23年度の決算における職員給与費の額は、約1億1,500万円で、総費用に占める割合は4.2パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成22年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成23年度	千円 2,766,310	千円 △1,205,957	千円 115,058	% 4.2	% 14.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23年度	人 13	千円 53,600	千円 12,051	千円 20,854	千円 86,505	千円 6,654	千円 7,075

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は平成24年3月31日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
広島県	45.3歳	377,908円	438,595円 (580,327円)
都道府県平均	47.5歳	394,748円	(589,330円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。
2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県		都道府県平均	
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,604千円		1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,565千円	
(平成23年度支給割合)			
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)		
(加算措置の状況)			
職制上の段階, 職務の級等による加算措置			
・役職加算	5~20%		
・管理職加算	15%		

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成24年4月1日現在）

広島県			都道府県平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額（平成23年度） 16,214千円	
勤続20年	23.50月分	30.55月分		
勤続25年	33.50月分	41.34月分		
勤続35年	47.50月分	59.28月分		
最高限度額	59.28月分	59.28月分		
その他の加算措置				
定年前早期退職特別措置 2%~20%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)				
1人当たり平均支給額		26,380千円		
		(自己都合) 229千円		
		(勸奨・定年) 27,756千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は, 平成21~23年度に退職した広島県工業用水道事業, 広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）			3,384千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）			260,345円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市	6%	13人	6%

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は, 平成23年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成23年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)		0.0%	
手当の種類 (手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得, 権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で, 現地で行うものに従事したものの	650 円/日
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し, 若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し, 若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	3,559千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	297千円
支給実績 (平成22年度決算)	5,116千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	465千円

(注) 時間外勤務手当には, 休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算	同じ	—	1,969千円	196,900円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額－12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃の月額－23,000 円) ×1/2 (最高限度額 27,000 円)	同じ	—	846 千円	105,750 円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円)	同じ	—		
	○自宅居住者 3,300 円	同じ	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円+78,000 円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～13,000 円	同じ	—	1,453 千円	111,757 円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円～45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 95,000 円 本庁の課長 70,000 円	同じ	—	840 千円	840,000 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000 円～15,000 円/回	同じ	—	0 千円	0 円

③ 広島県水道用水供給事業

ア 職員給与費の状況（決算）

平成 23 年度の決算における職員給与費の額は、約 10 億円で、総費用に占める割合は 11.3 パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 22 年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 23 年度	千円 8,866,538	千円 2,257,018	千円 999,553	% 11.3	% 9.9

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23年度	人 95	千円 373,595	千円 83,003	千円 144,827	千円 601,425	千円 6,331	千円 7,165

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は平成 24 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	45.5 歳	357,315 円	411,300 円 (514,886 円)
都道府県平均	45.8 歳	384,685 円	(595,951 円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。
2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
() 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広 島 県	都道府県平均
1 人当たり平均支給額（平成23年度） 1,524千円	1 人当たり平均支給額（平成 23 年度） 1,575千円
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

広 島 県			都道府県平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額（平成 23 年度） 21,518千円
勤続20年	23.50月分	30.55月分	
勤続25年	33.50月分	41.34月分	
勤続35年	47.50月分	59.28月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特別措置 2%～20%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)			
1人当たり平均支給額		26,380千円	
		(自己都合) 229千円	
		(勸奨・定年) 27,756千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成 21～23 年度に退職した広島県工業用水道事業、広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成23年度決算）		19,885千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		209,316円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市	6 %	68 人	6 %
三原市, 大竹市	3 %	27 人	3 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成 23 年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（平成 24 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成23年度決算）		32千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		1,247円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		27.4%	
手当の種類（手当数）		12種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上 10 メートル以上の足場の不安定な箇所で作業に従事したもの	最高 320 円/日
深所作業手当	水道事務所に勤務する職員	水面下 4メートル以上の深所又は地下 4メートル以上のマンホール内において作業に従事したもの	最高 220 円/日
坑内作業手当	水道事務所に勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従事したもの	最高 560 円/日
塩素処理作業手当	水道事務所に勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したもの	290 円/日
高圧電気作業手当	水道事務所に勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における 11 万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したもの	230 円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
除塵作業手当	水道事務所に勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水口スクリーンの除塵作業に従事したもの	230 円/日
鋼管内塗装検査手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	水道布設工事現場で、塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある鋼管内において監督又は検査に従事したもの	290 円/日
充排水作業手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したもの	最高 300 円/日
有害有毒物取扱作業手当	水質管理センターに勤務する職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う検査業務に従事したもの	290 円/日
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	650 円/日
異常気圧内作業手当	水道事務所に勤務する職員	異常気圧内で監督又は検査に従事したもの	最高 1,000 円/時間
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算）	23,278千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	274千円
支給実績（平成22年度決算）	31,719千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	373千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 ・満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの子 5,000 円加算	同じ	—	13,859 千円	322,296 円
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額－12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円＋(家賃の月額－23,000 円)×1/2 (最高限度額 27,000 円)	同じ	—	3,884 千円	82,628 円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円)	同じ	—		
	○自宅居住者 3,300 円	同じ	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円＋78,000 円を超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～13,000 円	同じ	—	16,126 千円	185,353 円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円～45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
管理職手当	<p>○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。</p> <p>(例)</p> <p>本庁の部長 95,000 円 本庁の課長 70,000 円 本庁の担当監 50,000 円 地方機関の所長 50,000 円～70,000 円</p>	同じ	—	5,940 千円	848,571 円
管理職員特別勤務手当	<p>○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。</p> <p>・職員区分、勤務時間に応じ 6,000 円～15,000 円/回</p>	同じ	—	0千円	0円

④ 広島県病院事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

平成 23 年度の決算における職員給与費の額は、約 107 億 7,300 万円で、総費用に占める割合は 49.7 パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 22 年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 23 年度	千円 21,686,729	千円 730,629	千円 10,773,036	% 49.7	% 48.6

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成23年度	人 1,035	千円 4,114,706	千円 2,252,186	千円 1,592,179	千円 7,959,071	千円 7,690	千円 7,266

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は平成 24 年 3 月 31 日現在の人数である。

(イ) 特記事項

現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次の措置を行っています。

対 象 者	内 容	期 間
病院事業管理者	給料の減額 (5%を減じた額)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日
指定職	給料の減額 (5%を減じた額)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 23 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広島県（医師）	41.8 歳	547,758 円	1,024,426 円 (1,219,060 円)
広島県（看護師）	35.4 歳	305,870 円	382,682 円 (489,670 円)
広島県（事務）	41.9 歳	366,360 円	472,556 円 (603,388 円)
都道府県平均 （医師）	44.2 歳	555,250 円	(1,364,877 円)
都道府県平均 （看護師）	37.9 歳	301,712 円	(478,374 円)
都道府県平均 （事務）	43.5 歳	362,444 円	(569,991 円)

- (注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。
2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、
() 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県	都道府県平均
1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,432千円	1人当たり平均支給額（平成23年度） 1,432千円
(平成23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.35月分 (1.45月分) (0.65月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成24年4月1日現在）

広島県	都道府県平均
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50月分 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置 2%~20%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)	1人当たり平均支給額（平成23年度） 7,355千円
1人当たり平均支給額 5,796千円 (自己都合) 1,395千円 (勸奨・定年) 19,547千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は, 平成23年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成24年4月1日現在）

支給実績（平成23年度決算）		329,223千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		304,273円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
広島市, 府中町	6 %	842 人	6 %
その他県内市町	3 %	105 人	3 %
医師	15 %	175 人	15 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は, 平成23年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当 (平成24年4月1日現在)

支給実績 (平成23年度決算)		169,659千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)		245,171円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成23年度)		66.5%	
手当の種類 (手当数)		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	感染症に係る作業に従事したとき	290円/日
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	230円/日等
夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	深夜において、看護業務や救急患者対処のため手術等の業務に従事したとき	最高4,440円/回
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	微生物学的検査、血清学的検査に従事したとき	230円/日
精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当	県立広島病院に勤務する医師等	精神病患者の診療等に従事したとき	230円/日
救急医療業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する医師	宿直又は日直の医師が救命救急医療業務に従事したとき	日直10,000円/日 宿直15,000円/日
分べん業務従事職員の特殊勤務手当	県立広島病院産科、婦人科、生殖医療科及び新生児科に勤務する医師	産科等の医師が管理者の定める時間帯に分べん介助の業務に従事したとき	10,000円/件
診療応援業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する医師又は歯科医師	管理者の定める医療機関等において勤務を命じられ診療応援の業務に従事したとき	宿日直10,000円/回 (5時間未満5,000円/回) その他20,000円/回 (3時間未満10,000円/回)
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	警戒区域等において又は当該区域内を通行して行う医療、救援、被害状況調査及び物資の輸送業務等に従事したとき	480円/日

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	889,254千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	825,677円
支給実績 (平成22年度決算)	809,630千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成22年度決算)	766,695円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
初任給調整手当	○医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。 ・医療職給料表(一)の適用を受ける職 最高支給月額：365,500円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：50,000円 ※採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。	同じ	—	467,512千円	2,702,282円
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算	同じ	—	82,728千円	232,382円
住居手当	○月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃23,000円以下の場合 家賃の月額-12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃の月額-23,000円)×1/2 (最高限度額27,000円)	同じ	—	121,308千円	193,474円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額12,000円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の1/2 (最高13,500円)	同じ	—		
	○自宅居住者 3,300円	同じ	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000円以下の場合 運賃相当額 78,000円超の場合 78,000円+78,000円を超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000円~55,600円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000円~13,000円	同じ	—	65,655千円	136,214円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成23年度決算)
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円～45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	900 千円	300,000 円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 ・入院患者の急変等に対処する医師又は歯科医師：20,000 円 ・入院患者の管理等のための勤務：7,200 円 ・上記以外の勤務：4,200 円	同じ	—	112,058千円	126,906円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 95,000 円 本庁の課長 70,000 円 県立広島病院の事務局長 95,000 円	同じ	—	13,140 千円	1,095,000 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000 円～27,000 円/回	同じ	—	249千円	24,900円